

平成 17 年 2 月 23 日

株式会社百五銀行  
取締役営業統括グループマネージャー  
江崎邦直 殿

金融庁監督局総務課長  
桑原 茂裕

「確定拠出年金法」に関する法令適用事前確認手続に係る照会について  
(平成 16 年 11 月 8 日付照会文書に対する回答)

確定拠出年金法（以下「法」という。）第 100 条第 7 号に基づく主務省令である確定拠出年金運営管理機関に関する命令第 10 条第 1 号の規定（以下「本条項」という。）は、法第 23 条第 1 項前段の政令（確定拠出年金法施行令第 15 条）で定める運用の方法に係る商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらの勧誘に関する事務を行う者（以下「金融商品販売者」という。）が、法第 2 条第 7 項第 2 号に規定する運用関連業務に係る事務を併せて行うことを禁止している。

照会書の「1（2）」に記載されている支店の運営管理業務担当者は、運用関連業務及び「1（3）①～⑤」の事務を行うこととされているが、これらの事務はいずれも金融商品の販売や勧誘等には該当せず、当該事務を行う者は金融商品販売者には該当しないと認められることから、本条項の規定は適用されないと考えられる。

照会書の「1（3）」に記載されている支店の営業職員は、「1（3）①～⑤」の事務を行うこととされているが、これらの事務はいずれも運用関連業務に該当しないと認められることから、当該事務を金融商品販売者が併せて行うことは、本条項に定める禁止行為には該当しないものと考えられる。

照会書の「3（3）」に記載されている支店の運用関連業務を行う運営管理業務担当者が、貸付業務を兼務し、融資の繰上返済処理に伴い発生する先取利息を普通預金又は当座預金に自動的に入金する手続きを行うこととされているが、この事務処理は貸付業務に係る事務を行うに際して必然的に発生する付随的な事務手続であるため、当該事務処理を行う者は金融商品販売者には該当しないと認められることから、本条項の規定は適用されないと考えられる。

（注）本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもある。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではない。